

■ 学業成績等に関する適格認定基準

○ 初回申請時

学業成績及び学習意欲に関する要件として、下表に定める各基準に該当することとします。

申請者年次	学業成績等に係る基準
1年次 (入学後1年を経過していない者)	次の1～4のいずれかに該当すること。 1. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。 2. 入学者選抜試験の成績が入学者の上位二分の一以上であること。 3. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 4. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。
2年次 (入学後1年以上を経過した者)	次の1, 2のいずれかに該当すること。 1. GPA (平均成績) が在学する学科又はコースにおける上位二分の一の範囲に属すること。 2. 次の(1) 及び(2) のいずれにも該当すること。 (1) 修得した単位数が標準単位数以上であること。 $\text{標準単位数} = \text{卒業必要単位数} \div \text{修業年限} \times \text{在学年数}$ (2) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。 ※基準となる GPA 及び修得単位数は、入学時から前学年末までの累積によって判定します。 ※修得単位数が標準単位数未満であっても、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は、学修計画書により学修意欲を有することが確認できれば、基準を満たすこととなります。

○ 継続申請時

1 回目の減免認定を受けた学生は、半期ごとに「継続願」の提出が必要になります。家計基準（年 1 回・夏頃）及び成績等基準（年 2 回・各学期末）についてそれぞれ適格認定を行い、継続の適否を判定します。適格認定における学業成績等の基準は下表のとおりです。

区分	学業成績等に係る基準
廃止	次の 1～4 のいずれかに該当する場合。但し、その原因として、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合は除く。 1. 修業年限で卒業できないことが確定した場合。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下である場合。 3. 履修科目の授業への出席率が 6 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合。 4. 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合。（「停止」に該当する場合を除く。）
警告	次の 1～3 のいずれかに該当する場合。但し、その原因として、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合は除く。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の 7 割以下である場合。但し、「廃止」の区分の第 2 号の基準に該当する場合を除く。 2. GPA が学科又はコースにおける下位四分の一の範囲に属する場合。但し、次の (1) 又は (2) に該当する場合を除く。 (1) その取得が学習の成果を評価するにふさわしく、かつ職業と密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合。 (2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状態にあると認められる場合。但し、「廃止」の区分の第 3 号の基準に該当する場合を除く。
停止	連続して「警告」に該当した者のうち、2 回目の「警告」事由が「GPA が学科またはコースにおける下位四分の一の範囲に属する」のみの場合。 「停止」後最初の適格認定（学業成績等）で「廃止」にも「警告」にも該当しない場合は、翌学期から停止が解除される。

○ 遡及取消について

適格認定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、(1) 学業成績が著しく不良であると認められるか、(2) 災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められるかを確認し、(1) に該当

し、(2) に該当しない場合は、学期の始期に遡って認定を取り消すこととなります。遡及取消となった場合、取消となる時点（学期の始期）から授業料を全額負担することになり、また、給付済みの奨学金を返還することとなります。

(1) 学業成績が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には以下のいずれかに該当する場合。

- ① 修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下である場合
- ② 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

(2) 災害、傷病、その他やむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、学業不振について学生本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）場合をいいます。学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれません。